

## 西尾市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 西尾市障害者日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）は、重度障害者等（第3条に定める対象者）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西尾市とする。

2 市長は、この事業の実施にあたり、適正な用具を提供できると認める納入業者を選定するものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、西尾市地域生活支援事業実施要綱第3条に該当する者とする。ただし、対象者又は同一世帯員（別表第2に掲げる負担上限月額区分の対象となる世帯に属する者）のうちに、申請のあった月の属する年度（4月から6月にあつては前年度）の市民税所得割額が50万円以上の者がいる場合は、対象外とする。

2 前項の対象者が、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によりこの事業と同様の給付を受けることができる場合は、対象外とする。

### (用具の要件、種目及び給付等対象者)

第4条 障害者の日常生活上の便宜を図るための用具は、第1号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第2号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

#### (1) 用具の要件

ア 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

イ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

ウ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

#### (2) 用具の用途及び形状

ア 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用

性のあるもの

イ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ウ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

エ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

オ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

カ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 前項の規定により給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具であって、性能等欄に掲げる要件を満たすものとし、その対象者は、同表の障害及び程度欄に掲げる障害者とする。

3 別表第1の種目において、同一種目における用具の給付はひとつのみ（複数給付を認めたものを除く）とする。

4 既に用具の給付を受けて購入した用具と同一の用具に係る申請については、前回の給付の決定をした日から別表第1の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として用具費を給付しないものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 修理不能により用具の使用が困難となった場合

(2) 買替えの方が部品の交換よりも真に合理的又は効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の使用により効果が向上すると認められる場合

（給付の申請）

第5条 用具の給付を受けようとする者は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（住宅改修の場合は、住宅改修費給付申請書（様式第2号）とする。）を市長に提出しなければならない。この場合において、用具の給付

を受けようとする者が身体障害者手帳を所持していない難病患者等である場合は、医師の診断書（様式第3号）を添付して提出するものとする。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、給付を決定したときは、その旨を日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第5号）を交付するものとし、給付をしないことを決定したときは、その旨を日常生活用具給付不支給通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 別表第1の種目のうち、ストーマ装具及び紙おむつについては、2か月分の額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付することができる。この場合において、申請1回につき3枚まで一括交付することができるものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による給付決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により給付の決定を受けた場合
- (3) その他市長が給付を不相当と認めた場合

2 市長は、利用者が目的に反し不正に給付を受けた場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（用具の管理）

第8条 用具の給付を受けた障害者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

（費用負担）

第9条 市長は、用具の給付にかかる費用について、利用者1人につき別表第1の基準額の欄に定める額のうち、利用者及びその世帯の所得等の状況を勘案し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第43条の3に規定する負担上限月額が適用される区分に応じ、別表第2により算定した額（第2項及び第3項に該当する場合を除く）を納入業者に支払う。

2 利用者は、別表第1に定める額のうち、前項により市長が給付する額を

- 2 利用者は、別表第1に定める額のうち、前項により市長が給付する額を除いた額（以下、「利用者負担額」という。）を納入業者に支払うものとする。ただし、利用者負担額が、別表第2に掲げる負担上限月額を超えるときは、市長が、当該超過額を納入業者に支払う。
- 3 市長は、利用者が同月において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による補装具費の支給を受ける場合は、第2項による利用者負担額と補装具費における利用者負担額とを合算した額が、補装具費において適用されている負担上限月額を超えるときは、当該超過額を利用者に給付する。
- 4 市長は、代理受領の同意が得られている場合は、利用者が納入業者に支払うべき費用を、利用者に給付すべき額の限度において、利用者に代わり納入業者に支払うことができる。

（給付台帳の整備）

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条及び第 9 条関係）  
（別紙）

別表第 2（第 9 条関係）

負担上限月額（※ 1）	給付割合（※ 2）
0 円となる者（生活保護） （低所得者）	1 0 割
3 7, 2 0 0 円となる者（一般）	9 割

※ 1 障害者総合支援法施行令第 4 3 条の 3 に規定する負担上限月額

※ 2 給付割合を乗じて算定した額は、1 円未満の端数を切り上げとする。

[様式](#)